

フランスにおける男女平等政治参画 —パリテに関する2007年1月31日法を中心に—

鈴木 尊紘

【目次】

はじめに

I パリテ法の導入と効果

- 1 憲法改正とパリテ法の制定
- 2 パリテ法がもたらした効果
 - (1) 国民議会議員選挙
 - (2) 元老院議員選挙
 - (3) 欧州議会議員選挙
 - (4) 州議会議員選挙
 - (5) 県議会議員選挙
 - (6) 市町村議会議員選挙

II 2007年1月31日法によるパリテの強化

- 1 市町村の助役選出
- 2 市町村議会議員選挙
- 3 州議会執行部選出
- 4 県議会議員補充候補者指名
- 5 国民議会議員選挙
- 6 在外フランス人議会議員選挙

おわりに

はじめに

パリテ (parité) とは、「同等の、同様の」を意味する語基 par を持ち、語源的には「さまざま存在の間の平等」^(注1)を意味する言葉である。現代フランス政治において、パリテとは、この語源に忠実に、被選議会において男女同数の代表を選出することによって、男女の平等な政治参画を実現しようとすることを意味する。とりわけ、フランスにおける、女性の政治参画を促進するためのクォータ制を指す。

フランスは、その人権宣言において、あらゆる人の平等を謳ったが、フランス女性が参政権

を得たのは1944年のド・ゴール将軍によるオルドナンス^(注2)によってであり、2000年時点での国民議会（下院）における女性議員率は10.9%で、当時のEU諸国のうち、最下位グループに属^(注3)しており、こうした女性の政治参画の遅れは「フランス的例外」^(注4)と形容されていた。

しかしながら、1999年以降の憲法改正等により、パリテがフランスに導入されつつあり、近年の女性議員の進出には目を見張るものがある。例えば、2007年6月に実施された国民議会議員選挙では、議員総数に占める女性議員の割合が18.5%に上昇した（2002年時点では12.3%であった）。また、2007年5月に選出されたサルコジ新大統領のもとでは、閣僚の半分を女性が占めることとなった。加えて、大統領選挙運動期間中には、「男女パリテ監視委員会 (l'Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes)」が、各立候補者に対し、大統領に選出されたあかつきにはパリテをどのように実施するの^(注5)かに関して公開質問をする、という一幕もあった。このように、フランスにおけるパリテに関する政治的関心は非常に高い。

こうした近年の政治状況を背景にして、本稿では、パリテの歴史的経過を概観しつつ、パリテを強化するために新しく制定された「議員職及び公職への男女の平等なアクセスを推進する (promouvoir) ことに関する2007年1月31日の法律第2007-128号」^(注6)（以下「2007年1月31日法」という。）の解説を行い、同法の要点を整理する。

I パリテ法の導入と効果

1 憲法改正とパリテ法の制定

フランスの選挙制度にパリテが導入されたのは、「男女平等に関する1999年7月8日の憲法的法律第1999-569号^(注7)」によってである。これにより、フランス第5共和国憲法に以下の二文が付け加えられることになった。

○第3条第5項

「[今後制定される]法律は、選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進 (favoriser) する。」

○第4条第2項

「政党及び政治団体は、法律の定める条件に従って、第3条最終項にいう原則の実施に貢献する。」

(なお、第3条最終項とは、上記第3条第5項のことである。)

憲法改正を通して、フランスは男女の平等な政治参画を促進しようとした。^(注8)つまり、パリテの精神は憲法に書かれ、その具体的な内容は法律によって定められることとなった。すなわち、「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日の法律第2000-493号」(以下「パリテ法」という。)^(注9)がそれである。後述するように、このパリテ法以降、さまざまな形でパリテに係わる法律の制定及び改正が行われてきたが、フランスにおけるパリテの基本的枠組みは、2000年6月6日のパリテ法によって形成されたと言えるので、同法を以下に説明する。同法の要点は、下記3点に集約することができる。^(注10)

①拘束名簿式・比例代表1回投票制では、候補者名簿掲載順を男女交互とする(女性・男性の順序とすることも可能である)。対象となる選挙は、元老院(上院)選挙の一部、欧州議会議員選挙、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス＝フツナ、マイヨットの領土議会議員選挙である。

②拘束名簿式・比例代表2回投票制では、候補者名簿掲載順6人ごとに男女同数とする。6人ごとに男女を同数とする理由は、シミュレーションの結果「6人ごと」であればパリテの効果が得られると判断されたことによる。対象となる選挙は、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、サンピエール＝ミクロン領土議会議員選挙である。

③小選挙区2回投票制で実施される国民議会議員選挙では、政党及び政治団体に帰属する候補者の男女比を同率とする。ある政党及び政治団体の候補者の男女の開きが、候補者全体数の2%を超えた場合には、当該政党及び政治団体に配分される公的助成金が減額される。減額率は、一方の性の候補者と他方の性の候補者との差の半分とする。すなわち、男女比率の差が10%であるとき、減額率は5%となる。仮にある政党及び政党団体が完全に一方の性のみの候補者を擁立した場合には、公的助成金は50%減額される。

このようにフランスにおけるクォータ制の柱はパリテ法において明確に定められたが、本稿で中心的に言及する2007年1月31日法以前に、主として2つの局面で法改正が行われているので、簡略に紹介する。

第一には、州議会議員選挙に関する法改正である。2000年6月6日のパリテ法では、当該議員選挙は②の方式が適用される予定であった。しかし、2004年の選挙に備えて制定された2003年4月11日の法律により、^(注11)①の方式、すなわち、候補者名簿順を男女交互にすることが定められた。

第二には、元老院議員選挙に関する法改正である。2000年7月10日の法律により、^(注12)元老院選挙に対するパリテの手段が明確化された。すなわち、比例代表制で3人以上の元老院議員を選ぶ県に対しては、候補者名簿掲載順を男女交互とする厳密なパリテが導入された。しかし、2003

表1 フランスにおけるパリテに関する法律年表

年月日	パリテに関する動き
1944. 4. 21	1944年4月21日のオルドナンス ド・ゴール将軍の臨時政府のオルドナンスによって、女性に選挙権・被選挙権が付与される。
1982. 11. 18	憲法院によるクォータ制違憲判決 人口3,500人以上の市町村議会議員選挙においては、候補者名簿に同一の性を75%以上含むことができないとする法律案が、憲法院によって違憲と判断される。
1999. 7. 8	フランス第5共和国憲法第3条及び第4条の改正 1999年7月8日の憲法的法律第1999-569号により、「議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進すること」が憲法上に明記される。
2000. 6. 6	パリテ法成立 2000年6月6日の通称パリテ法律第2000-493号が成立。
2000. 7. 10	元老院選挙方法改正（1回目） 2000年7月10日の法律第2000-641号で、3人以上の元老院議員を選出する県では拘束名簿式・比例代表制を用いることが規定される。
2003. 4. 11	州議会議員選挙方法改正 2003年4月11日の法律第2003-327号で、州議会議員選挙の候補者名簿順を男女交互にすることが規定される。
2003. 7. 30	元老院選挙方法改正（2回目） 2003年7月30日の法律第2003-697号で、4人以上の元老院議員を選出する県では拘束名簿式・比例代表制を用いることが規定される。
2007. 1. 31	議員職及び公職への男女の平等なアクセスを推進する法律（2007年1月31日の法律第2007-128号）が成立 従来のパリテ制度の欠点を補完し、同時にパリテを強化する法律が制定される。

（出典）筆者作成

年7月30日の法律により、このパリテが適用される選挙制度は、4人以上の元老院議員を選ぶ県を対象とすることになった。現在、対象県は、フランス全県の約半分にあたる。^(注14)

このように、パリテへの取組みは継続してなされてきたことが分かる。2007年1月31日法を含む、パリテに関する法律を年表にまとめたものが表1である。

2 パリテ法がもたらした効果

2000年6月6日のパリテ法及びその後の法改正によって、女性の政治参画にどのような変化が現れてきたのだろうか。フランスにおける国政及び地方選挙制度を概観しつつ、どの選挙制度にパリテが適用されたのか、また、適用された場合、パリテ法導入前と導入後の女性の政治

への進出率にいかなる変化が生じたのかについて、以下に整理する。^(注15)

(1) 国民議会議員選挙

議員定数は577であり、全国を577に分割した選挙区で、小選挙区・多数代表2回投票制が実施される。多数代表2回投票制とは、第1回投票で過半数を獲得し、かつ、有権者の4分の1以上の票を得た候補者が出た場合には、その者を当選者とする。該当者がなければ、第1回目の投票で12.5%以上の得票を得た者による決選投票を行い、相対多数の者を当選者とする。

国民議会議員選挙に対するパリテは、政党及び政治団体から立候補する各性の候補者の比率を同等にすることであるが、前回2002年6月の国民議会議員選挙では、政党等は男女比を同率

にするよりも、政党助成金が減額される方を選択する傾向にあったと言える。具体的には、候補者総数に対して女性候補者は38.8%にすぎず、当選した女性議員は国民議会議員総数の12.3%にとどまった^(注16)。こうした点が、2007年1月31日法以前のパリテ制度の限界であると言うことができよう^(注17)。

(2) 元老院議員選挙

議員定数は331であり、選挙区は県である。県単位の、国民議会議員、州議会議員、県議会議員のすべて、及び市町村議会議員の代表が選挙団を形成して、この選挙団の間接選挙によって元老院議員が選出される。定数が4未満の県の場合には、多数代表2回投票制が実施され、パリテの適用は受けない。定数が4以上の県の場合には、政党及び政治団体等が作成する候補者名簿に対して投票を行う、拘束名簿式・比例代表制が採用される。この場合、候補者名簿掲載順を男女交互とすることでパリテが適用される。

1998年時点では、321議席中女性議員はわずか17名で、総議員に占める割合は5.3%にすぎなかった。2000年のパリテ法施行、及び2003年、2004年の法改正を経て、2004年の改選時点では、331議席中56名の女性議員が生まれている(16.9%)。ただし、元来、元老院議員は、「地方公共団体の代表」という性格を持っており、保守的な政治家が多いとされる^(注18)。

(3) 欧州議会議員選挙

欧州議会は732議席で構成されているが、このうちフランスには78議席が割り当てられている。フランス全土を人工的に8つの「ユーロ圏(eurorégion)」と呼ばれる選挙区に分け^(注19)、政党及び政治団体が候補者名簿を提出した上で、拘束名簿式・比例代表制で議員が選出される。ただし、有効投票総数の5%を獲得できない名簿

には議席は配分されない。この選挙においては、候補者名簿掲載順を男女交互とすることでパリテの効果を得ようとする。

欧州議会議員選挙に関しては、例外的に、もともと女性の進出が顕著であった。1999年時点でも87議席中35名の女性議員(40.2%)が選出されていたが、2004年では78議席中34議席^(注20)(43.6%)を女性が占めている。

(4) 州議会議員選挙

議員総数は1,880であり、選挙区は州である(ただし、例外的に県単位の分区も存在する)。州議会議員選挙に関しては、拘束名簿式・比例代表2回投票制が導入されている。第1回投票で過半数の票を得た名簿があれば、まず議席の4分の1を配分し、残りの4分の3は、5%以上の得票をした名簿の間で比例配分する。第1回投票で過半数の票を得た名簿がない場合には、第2回投票を実施する。これは第1回投票で10%以上を得票した名簿のみが対象となる。相対多数を得た名簿に議席の4分の1を配分した上で、残りの4分の3を5%以上得票した名簿の間で比例配分する。そして、州議会議員選挙へのパリテの適用は、候補者名簿掲載順を男女交互とすることでなされる。

この制度が確立されたことにより、州議会女性議員は飛躍的に増加した。1998年時点では、1,880議席中女性議員は517名(27.5%)にすぎなかったが、2004年には同じく1,880議席中895議席(47.6%)を女性が占めるに至った。前述の男女パリテ監視委員会の言葉を用いて表現するならば、パリテ法の成立及び施行によって、「極めて強い女性化(très forte féminisation)」^(注21)がもたらされた、とすることができるであろう。

(5) 県議会議員選挙

議員総数は4,037であり、選挙区は「カントン」^(注22)である。カントンごとに1名を選出する多

数代表2回投票制である。この投票制は、前述した国民議会議員選挙の方法と全く同じである。すなわち、第1回投票で過半数を獲得し、かつ、有権者の4分の1以上の票を得た候補者が出なければ、第1回目の投票で12.5%以上の得票を得た者による決選投票を行い、相対多数の者を当選者とする。

県議会議員は地元の代表という性格が強く、自らの党派性を明らかにしないという傾向がある。したがって、政党及び政治団体が候補者名簿を作成することは困難であり、パリテの適用から外されている。こうした理由から県議会議員における女性の進出は大幅に遅れている。2004年の改選時では、女性議員の占める割合は県議会全議席の10.9%にすぎず、18の県では女性の県議会議員が1人も存在しない。この点が、パリテ法の大きな課題であることは確かであろう。^(注23)

(6) 市町村議会議員選挙

市町村議会議員選挙の方法は、当該市町村の人口が3,500人以上と3,500人未満の場合とで区別される。

(i) 人口3,500人以上の市町村の場合

拘束名簿式・比例代表2回投票制を採用している。政党及び政治団体が作成する候補者名簿に対して投票を行う。第1回投票で過半数の票を得た名簿があれば、その名簿に議席の半分を配分し、残りの半分は5%以上の得票をした名簿の間で比例配分する。第1回投票で過半数の票を得た名簿がない場合には、第2回投票を実施する。これは第1回投票で10%以上を得票した名簿のみが対象となり、第2回投票の結果、相対多数を得た候補者名簿が半分の議席を獲得し、残りの半数は5%以上の得票をした名簿の間で比例配分する。^(注24)2007年1月31日法以前は、パリテは候補者名簿登載順6人ごとに男女同数とすることによって実施された。

この制度により、1995年時点では、女性議員の占める割合は25.7%であったが、パリテ法施行後の2001年の改選時には、47.5%を占めるに至った。しかし、市長村長は市町村議会議員の中から議員による選挙により選出されるが、その中に占める女性の割合は極めて低く、6.7%に過ぎない。^(注25)

(ii) 人口3,500人未満の市町村の場合

非拘束名簿式・多数代表連記2回投票制を採用している。非拘束名簿式とは、政党及び政治団体が作成する候補者名簿に対して投票を行うが、有権者が一つの名簿に記載してある候補者を削除することや、他の名簿の候補者を追加することが可能であることを意味する。これをpanachage (パナシャージュ・混合連記投票) と呼び、有権者は、複数の名簿から議員定数と同数の候補者を選択する。投票には名簿を用いるが、集計は個人単位で行われる。第1回目でも有効投票の過半数、かつ、有権者の4分の1以上の票を獲得した候補者が当選する。1回目の選挙の後に、残議席があれば、第2回目の投票で相対多数の者が当選する。

こうした人口3,500人未満の市町村は、フランスの全市町村の90%を占めるが、この選挙にはパリテは適用されない。とはいえ、1995年時点で女性議員の割合が7.8%であったのが、2001年の改選時には11.2%となっており、直接的ではないが、世論等を介したパリテの影響を見て取ることができるであろう。^(注26)

II 2007年1月31日法によるパリテの強化

2007年1月31日法の詳細を解説する前に、同法の制定理由及び成立過程について述べる。

国民議会及び元老院に提出された2007年1月31日法に関する報告書は、2000年6月6日のパリテ法及びその後の法改正により、フランスにおいてパリテが促進されていることは、周知の事実であるとしている。しかしながら、従来の

パリテ法を補完し、フランスを新しいパリテの段階へと導く新法が必要であるとも明記している。^(注27)

パリテ法を補完するとは、いかなる意味なのか。それはパリテ法の効力が行き届かなかった領域にパリテを浸透させるということに他ならない。Iで見たように、数々の補強を要する領域がいまだ存在する。したがって、2007年1月31日法は、パリテを「強化する (renforcer)」こと、及びパリテへの「更なる一歩を踏み出す」^(注28)ことを目的とするものであり、その結果として、「政治生活における女性の地位を向上させる」^(注29)法律であると位置づけることができよう。

2007年1月31日法の法案は、サルコジ内相(当時)により、2006年11月28日に提出され、元老院では2006年12月14日に、国民議会では2007年1月18日に可決された。その後、2007年1月31日に大統領の審署を経て、2007年2月1日に公布された。

1 市町村の助役選出

2007年1月31日法第1条は、人口3,500以上の市町村の助役 (les adjoints au maire) を選出する新たな方法について定めている。

助役の数はいずれも各市町村議会が決定するものとされているが、同時に、議会議員総数の30%を超えてはならないとも規定されている(地方自治体に関する一般法典L第2122-2条)。2007年1月31日法以前の選出方法は、多数代表3回投票制であった。すなわち、助役は、市町村議会議員の選挙により選出され(同L第2122-4条)、助役候補者が、議員の過半数を1回目又は2回目の投票で得た場合に当選となる。2回目の投票でも過半数を得る者がいない場合には、3回目の投票を行い、相対多数の者が当選となる、という方式であった(同L第2122-7条)。

2007年1月31日法第1条では、地方自治体に関する一般法典にL第2122-7-1条及びL第

2122-7-2条を追加し、人口3,500人未満の市町村については以前と同様の方法を取るが、人口3,500人以上の市町村の助役を選出する際には、拘束名簿式投票を行うこと、及びその候補者名簿の男女を同数とすることを規定した。具体的な投票制度は、以下のとおりである。まず、政党及び政治団体が男女同数の名簿を提出する。その上で市町村議会議員による投票を行う。1回目で過半数を得た名簿がある場合、又は1回目で過半数を得る名簿がなく2回目の投票を行って過半数を得る名簿があった場合には、その名簿に助役を割り当てる。2回目でも決着つかない場合には、3回目の投票を行い、得票率に応じて、各名簿に当選者を比例配分する。

この制度は、パリ、リヨン、マルセイユの区、さらには、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、マイヨットの市町村にも適用される。

なお、上記規定は、2008年3月の次回選挙から効力を持つことが定められた。

2 市町村議会議員選挙

第2条は、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙に関するパリテの強化を定めている。前述したように、2000年6月6日のパリテ法では、候補者名簿掲載順6人ごとに男女同数とすることによって、パリテの効力を持たせようとしていた。しかしながら、2007年1月31日法第2条は、政党及び政治団体が提出する候補者名簿において候補者順を男女交互とすることを定め、より厳格なパリテの実施を表明した。この選挙方法の改正は、選挙法典L第264条を修正する形で行われた。

パリテのこうした厳格な適用には2つの理由がある。^(注30)第一には、名簿掲載順6人ごとに男女同数とすることという規定のみでは、6人のうち先の3人に男性、後ろの3人に女性という割り当て方も可能であり、パリテの効果が発揮されない事態が生じうるからである。第二に、上

述のように、2003年4月11日の法律により、州議会議員選挙及び欧州議会議員選挙では、候補者名簿の候補者順を男女交互にすることが定められたのに対し、人口3,500人以上の市町村議会議員選挙のみが6人を単位としたパリテ方式に留まっていたので、これとの整合性を確保しようとしたからである。

3 州議会執行部選出

第3条は、州議会執行部 (les exécutifs régionaux) へのパリテの導入について規定している。とりわけ、州議会の常任委員会 (commission permanente) を構成する副議長 (州副知事) 選出過程において、パリテを取り入れようとするものである。このパリテに関する規定は、地方自治体に関する一般法典 L 第4133-5条、L 第4133-6条及び L 第4422-9条を修正する形で行われた。

州議会の執行部たる常任委員会は、予算に関する議決等以外の管轄権を、州議会から委任される (地方自治体に関する一般法典 L 第4221-5条)。その意味で、同委員会は、州議会運営等に強い権限を有している。通常、常任委員会は、議長 (州知事) 及び4名から15名の副議長等により構成されるが、副議長は州議会議員の中から、その総数の30%を超えない範囲で選出される必要がある (同 L 第4133-4条)。そして、常任委員会のメンバーは、州議会議員又は議員グループから提出される候補者リストを用いての拘束名簿式・比例代表制によって選出される。

2007年1月31日法第3条は、この候補者リストの作成にパリテを適用した。すなわち、候補者名簿順は男女交互でなければならないとした。仮に、候補者名簿が一つしか提出されない場合には、投票に移ることなく、その名簿順に常任委員会のメンバーが選出される。複数の候補者名簿が提出された場合には、拘束名簿式・比例代表制の選挙が行われる。この双方の場合

において、候補者名簿が男女交互に構成されていれば、パリテの効果を期待することができるというわけである。なお、この規定は、コルシカ議会の常任委員会にも適用される。

州議会に関するパリテ厳格化の背景には、州運営の中核である執行部への女性の参画の遅れが目立つということがあった。全州の副知事に女性の占める女性の割合は37.4%であり、女性の州知事はわずか一人にすぎないという現状^(注31)がある。

4 県議会議員補充候補者指名

第4条は、県議会議員が補充候補者 (suppléant) を登録することを規定している。その場合、自分とは異なる性の者を指名せねばならないことを定めている。この改正は、選挙法典 L 第210-1条及び L 第221条を修正することで行われた。

そもそも候補者が補充候補者を登録せねばならないという規定は、国民議会議員選挙で採用されている方式である (選挙法典 L 第155条)。すなわち、国民議会議員に立候補する者は、選挙を経て自分が獲得した議席が空席になった場合に、自らを代行する補充候補者をあらかじめ指名せねばならない。この補充候補者とは、第一には、国民議会議員選挙に立候補し当選した者が在任中に死亡した際に、その任期終了までを代理で務める者を指す。第二には、当選者が兼職を禁止されている職に就く際に、その任期終了まで代理を務める者^(注32)を指す。2007年1月31日法第4条は、この補充候補者登録規定を県議会議員選挙に対しても適用しようとするものである。

死亡及び兼職禁止により、県議会議員が空席になるケースは決して少なくなく、1999年から2006年までの統計によると、議席空席総数を100%とした場合、死亡による空席が33.6%、兼職禁止による空席が37.7%^(注33)を占める。このよう

な状況が斟酌され、県議会議員選挙へのパリティの導入により一定の効果が見込まれるという判断があったものと思われる。^(注34)

5 国民議会議員選挙

第5条は、国民議会議員選挙におけるパリティの強化を目的として、パリティを遵守しない政党及び政治団体に対して公的助成金のより大きな減額を実施することを規定している。このパリティ強化は、「政治生活の財政的透明性に関する1988年5月11日の法律第1988-227号」^(注35)第9条第1項を改正することによって行われた。

前述のとおり、2000年のパリティ法では、ある政党及び政治団体の国民議会議員選挙への候補者の男女の開きが、その政党及び政治団体の候補者全体数の2%を超えた場合には、その男女比率の開きの半分を公的助成金の減額率とすることを規定していた。仮にある政党及び政治団体が一方の性のみの候補者を擁立した際には助成金が50%減額されることになる。しかし、こうした規定があるにもかかわらず、2002年6月に実施された国民議会選挙においては、女性を擁立するよりも、公的助成金の減額を選択する政党が多かったという現実があった。このことを背景として、2007年1月31日法第5条は、公的助成金の最高減額率を50%から75%まで引き上げることを規定した。その減額率は75%を上限として、一方の性の候補者数の他方の性の候補者数に対する差に比例する形で定められる。また、この規定は、2008年1月以降の国民議会議員選挙から適用されることになった。

なお、2002年6月の国民議会議員選挙の政党等の男女候補者の比率に、この規定を適用してみると、国民運動連合(UMP)が公的助成金の54.5%、社会党(PS)が23.1%、フランス民主連合(UDF)が30.1%、フランス共産党(PCF)が9.3%をそれぞれ失うという計算が成り立つ。^(注36)

国民議会議員は、元老院と比較して、国民の

代表という性格を強く持つ機関であり、そうであるが故にパリティの措置を充分に取らねばならない。しかし、2000年パリティ法の措置では不十分であった。こうした考えから、第5条が制定されている。^(注37)

6 在外フランス人議会議員選挙

第6条は、在外フランス人議会議員選挙にパリティを導入することを規定している。このパリティの導入は、「在外フランス人議会に関する1982年6月7日の法律第1982-471号」^(注38)の第4条、第7条及び第8条を改正することによって行われた。

在外フランス人議会とは、フランス国外に住むフランス人を代表する178人の議員から構成される議会である。その主機能は2つあり、第一には、在外フランス人を代表する元老院議員を12人選出することであり、第二には、在外フランス人からの意見、請願、動議を政府に送達することである。同議会議員の選出方法に関しては、178議席の大部分は拘束名簿式・比例代表制である。その一方で、選挙区ごとの絶対多数制で選出されるケースもある。現在、同議会全体における女性の占める割合は、33.6%に留まっている。^(注39)

こうした状況を受けて、2007年1月31日法第6条は、2つの改革を打ち出した。まず、比例代表制に関しては、選挙の際に政党及び政党団体から提出される立候補名簿の男女数を同数にしなければならないことを定めた。しかし、候補者名簿の男女順についての規定は設けられていない。また、小選挙区多数代表制に関しては、立候補者とその立候補者が届け出る補充候補者は、異なる性でなければならないことが規定されている。なお、この法改正は、2009年の在外フランス人議会議員選挙から適用されることが定められた。

表2 パリテが適用される選挙一覧

種類	選挙方法	パリテの適用方法
国民議会議員選挙	多数代表・小選挙区制・2回投票制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿の男女数を同数とすること。そうでない場合には、男女差に基づき政党助成金を最高75%まで減額する。
元老院議員選挙	拘束名簿式・比例代表制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿順を男女交互とすること。(ただし、多数代表制を使用している元老院選挙の一部には適用されない。)
欧州議会議員選挙	拘束名簿式・比例代表制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿順を男女交互とすること。
州議会議員選挙	拘束名簿式・比例代表制・2回投票制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿順を男女交互とすること。
州議会執行部選挙	拘束名簿式・比例代表制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿順を男女交互とすること。
県議会議員選挙	多数代表・カントン単位・2回投票制	立候補者が事前に指名・登録する補充候補者は、立候補者とは別の性の者とすること。
市町村議会議員選挙	拘束名簿式・比例代表制・2回投票制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿順を男女交互とすること。(ただし、人口3,500人未満の市町村には、パリテは適用されない。)
市町村助役選挙	拘束名簿式・多数代表制・2回投票制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿の男女数を同数とすること。(ただし、人口3,500人未満の市町村には、パリテは適用されない。)
在外フランス人議会議員選挙	拘束名簿式・比例代表制	政党及び政治団体が提出する候補者名簿の男女数を同数とすること。
	多数代表・小選挙区制	立候補者が事前に指名・登録する補充候補者は、立候補者とは別の性の者とすること。

(出典) 筆者作成

このように、フランスの国政選挙及び地方選挙にパリテは浸透しつつある。パリテが適用される選挙の種類、選挙方法、及びパリテの適用方法について表2に整理した。

おわりに

パリテとは、本来は、男女両性の平等な政治参画を意味するものであるが、現時点では、女性に対して実施される優先的処遇施策であり、「積極的差別 (discrimination positive)」と概念化されるものである。

1789年の人権宣言において、あらゆる人間の平等が謳われている。しかし、この平等概念は、フランス国民は抽象的ながらも普遍的に平等であるという「形式的平等」を意味する場合がある。フランスにおいてはじめてクォータ制に関する選挙法典改正案が提出されたのは、1982年であった。しかしながら、この法律案を審査し

た憲法院は、フランス国民は普遍的に平等あるが故に、女性のみを優遇する措置を取ることとはできないという「形式的平等」の見地から、クォータ制導入法案を違憲とした。^(注40)しかし、1982年から時が経ち、こうした「形式的平等」に固執することは、あまりに低い女性の政治参加を放置し、実態的差別を容認することになってしまふのではないかという危惧が生じることとなった。こうした危惧を解消するためには、たとえ「差別」という形をとってでも、「積極的に」実質的な平等を産み出さねばならないという考えが浮上してきたのである。

このような考えのもとに、1999年の憲法改正、2000年の通称パリテ法の制定及び施行、そして、本稿で言及した2007年1月31日法の成立がある。それに加えて、議会制民主主義への危機感とでも呼ぶべきものが、こうしたさまざまな立法活動の背景をなしている。2007年1月31日法

が国民議会に上程された際に読み上げられた報告書において、現状の不平等な男女政治参画は、議会制民主主義を支える「代表制の危機（une crise de la représentation）^(注41)」をもたらしているのではないかと、表明されている。このようなさまざまな危機感が、「積極的差別」とも形容されるパリティの根底を支えているとすることができるであろう。

注

* インターネット情報はすべて2007年7月13日現在である。

(1) パリティの語源については、*Trésor de la langue française*, Paris, Gallimard, 1986, “Parité”の項目を参照。なお、「さまざまな存在の間の平等」という語源は、1345年の書籍 *Les heures de Blanche de France duchesse d'Orléans* にまで遡ることができるとされる。

(2) オルダナンスとは、政府が法律の領域に属する事項について国会の許可を得て行う命令行為である。

(3) 参考までに1998年時点でのEU諸国の下院での女性議員率を列挙する。スウェーデン：40.4%、フィンランド：33.5%、デンマーク：33%、オランダ：31.3%、オーストリア：26.8%、ドイツ：26.2%、スペイン：24.6%、ルクセンブルグ：20%、イギリス：18.4%、ポルトガル：13%、ベルギー：12%、アイルランド：12%、イタリア：11.1%、ギリシャ：6.3%。なお、この数値については、*Journal Officiel Assemblée Nationale*, no.1240, 1998. 12.2, p.18.を参照した。

(4) このようなフランスにおける女性政治参画の「遅れ」及びその理由に関しては、山元一「第5共和制における女性の政策・方針決定過程への参画—その展開と課題—」辻村みよ子編『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』（東北大学21世紀COEプログラム：ジェンダー法・政策研究叢書第1巻）東北大学出版会，2004，pp.87-116.を参照。

(5) “Communiqué du 12 avril 2007 : Présidentielles 2007 : Bilan des réponses des candidat-e-s en

matière de Parité”, 男女パリティ監視委員会のホームページ，<http://www.observatoire-parite.gouv.fr/espace_presse/communiques/c_20070412.htm>を参照。この公開質問への回答は、大部分の候補者がパリティを遵守するつもりだと答えたが、極右政党「国民戦線」のルベン候補だけは、クォータ制に反対すると回答した。なお、男女パリティ監視委員会とは、1995年のデクレによって設立された公的団体であり、その目的は、フランスのみならず、国際的な観点から、男女平等に関するデータを作成し、分析し、さらには評価することであるとされる。

(6) Loi no.2007-128 du 31 janvier 2007 tendant à promouvoir l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives, Legifrance のホームページ，<<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=INTX0600103L>>

(7) Loi constitutionnelle no.1999-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes, Legifrance, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=670040&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>

(8) ここで、パリティを実施するにあたって、なぜ法律ではなく、憲法改正が必要であったのかという問いが浮上する。しかし、この問題については本稿では紙幅の関係上論ずることができない。下記の先行研究を参照。糠塚康江『パリティの論理—男女共同参画の技法—』信山社，2005.とりわけ、第I部第2章「1999年7月8日の憲法改正—『パリティの登場』」（pp.49-86.）。及び、糠塚康江「立憲主義と民主主義の相剋—フランスにおける憲法『改正』」三浦信孝編『普遍性が差異か—共和主義の臨界、フランス』藤原書店，2001，pp.275-294.

(9) Loi no.2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives, Legifrance, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=524601&indice=1&table=>

- JORF&ligneDeb=1>
- (10) このような3つの要点の抽出に関しては、下記の論考を参照した。糠塚前掲書, pp.114-118.; 糠塚康江「パリテが提起する普遍主義的憲法学の課題—パリテの展開—」辻村前掲書, pp.115-142.; 間柴泰治「女性議員の増加を目的とした立法措置—諸外国におけるクォータ制・リザーブシート制の実施例」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』403号, 2002. 10, pp.7-9.
- (11) Loi no.2003-327 du 11 avril 2003 relative à l'élection des conseillers régionaux et des représentants au Parlement européen ainsi qu'à l'aide publique aux partis politiques (州議会議員及び欧州議会議員選挙並びに政党への公的援助に関する2003年4月11日の法律第2003-327号), Legifrance, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=603772&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>
- (12) Loi no.2000-641 du 10 juillet 2000 relative à l'élection des sénateurs (元老院議員選挙に関する2000年7月10日の法律第2000-641号), Legifrance, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=526495&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>
- (13) Loi no.2003-697 du 30 juillet 2003 portant réforme de l'élection des sénateurs (元老院議員選挙改正に関する2003年7月30日の法律第2003-697号), Legifrance, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=612893&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>
- (14) フランス元老院選挙改革については、下記の論考が参考になる。門彬「フランス上院(元老院)改革2法が成立」『外国の立法』218号, 2003. 11, pp.1-14. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/218/021801.pdf>>
- (15) これ以降のフランス地方選挙に関する記述は、下記2つの論考を参考にした。山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権—ジロンダンの復権』日本評論社, 2006, とりわけ pp.97-109.を参照。及び、大山礼子『フランスの政治制度』東信社, 2006, とりわけ pp.171-177.を参照。
- (16) 各議員選挙におけるパリテ法施行前後の女性議員の比率の変化については、男女パリテ監視委員会のホームページにある“Les Modes de scrutin et la Parité entre les femmes et les hommes”を参照した。<<http://www.observatoire-parite.gouv.fr/portail/guide.pdf>>
- なお、2002年6月の国民議会議員選挙時の各政党候補者名簿における男女比は下記のとおりであった。国民運動連合(UMP) 男性466人:女性114人、社会党(PS) 男性350人:女性185人、フランス民主連合(UDF) 男性181人:女性45人、フランス共産党(PCF) 男性277人:女性216人。この男女数の詳細に関しては、Assemblée Nationale Rapport, no.3558, pp.53-54. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r3558.pdf>>を参照。
- (17) こうした見解については、Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op.cit.* (16), pp.50-51.を参照した。
- (18) 元老院議員が「地方公共団体の代表」であらねばならないという規定は、フランス第5共和国憲法第24条第3項にある。
- (19) 「ユーロ圏(eurorégion)」とは、フランス国土を人工的に8つに分けた選挙区を意味する。欧州議会議員選挙は、もともとは、全国1つの選挙区で比例代表制により議員が選出されていたが、前述の2003年4月11日の法律により、8区のプロックに分けて選挙を実施することが定められた。
- (20) フランスに割り当てられる欧州議会議員数は、2004年5月までは87議席であった。しかし、2004年5月のエストニア等東欧10か国の加盟により、議員数の割り当てに変動が生じ、2005年6月からフランスは78議席を有することになった。この点に関しては下記の文献を参照した。古賀豪「欧州議会」『拡大EU—機構・政策・課題—』(総合調査報告書), 2007.3, pp.18-19.
- (21) こうした表現については、“Les Modes de scrutin

- et la Parité entre les femmes et les hommes” *op. cit.* (16) p.4.を参照した。
- (22) カントン (canton) とは、郡 (arrondissement) と市町村 (commune) との間に位置する行政区画であり、それ自体としては法人格を持たず、地方自治体を構成しないものである。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.66.参照。
- (23) こうした見解については、“Les Modes de scrutin et la Parité entre les femmes et les hommes” *op. cit.* (16) p.13.を参照した。
- (24) このような選挙形態は、得票率第1位の名簿を作成したグループがどのような形でも議席の半数を確保することができるので、安定した執行部を作るとを意図していると考えられる。こうした指摘については、大山前掲書、p.172.
- (25) こうした数値については、“Les Modes de scrutin et la Parité entre les femmes et les hommes” *op. cit.* (16) p.5.を参照した。
- (26) こうした見解については、“Les Modes de scrutin et la Parité entre les femmes et les hommes” *op. cit.* (16) p.10.を参照した。
- (27) “Une augmentation générale de l'accès des femmes aux mandats électoraux et aux fonctions électives” Sénat Rapport, no.96, p.16.<<http://www.senat.fr/rap/106-096/106-0961.pdf>>
- (28) “Les proposition de votre commission des lois”, *ibid.*, p.31.
- (29) “Exposé de motifs”, Projet de loi tendant à promouvoir l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives, <<http://www.senat.fr/leg/pj106-093.html>>
- (30) Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op.cit.* (16), p.38.
- (31) *Ibid.*, p.40.
- (32) 兼職禁止の具体例は、選挙法典 L 第46-1条及び L 第46-2条に列挙されており、例えば、欧州議会議員と州議会議員は兼職できない等が提示されている。なお、県議会の議席が本文第一及び第二の以外の理由で空いた場合には、補欠選挙が行われる。
- (33) Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op. cit.* (16), p.48.
- (34) *Ibid.*
- (35) Loi no.1988-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique, Journal Officiel, 1988.3.12, p.3290.なお、改正後の第9条第1項に関しては、“Article 9-1 En vigueur Modifié par Loi n°2007-128 du 31 janvier 2007”, <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=16833588&indice=4&table=LEGI&ligneDeb=1>>で参照できる。
- (36) 75%を上限とした試算に関しては、Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op.cit.* (16), p.54.を参照した。
- (37) こうした見解に関しては、*ibid.*, p.49.に表現されている。
- (38) Loi no.1982-471 du 7 juin 1982 relative au Conseil supérieur des Français de l'étranger, Journal Officiel, 1982.6.8, p.1810.
- (39) Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op.cit.* (16), p.58.
- (40) Décision n°82-146 DC du 18 novembre 1982 <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/1982/82146dc.htm>> 及び、武藤健一「選挙におけるクォータ制の違憲性と『政治的選挙』—クォータ制判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社、2002、pp.122-127.を参照。また、この箇所の議論については、下記の論考を参照した。山元一「『積極的差別』・平等・普遍主義—フランスにおけるポジティブ・アクション政策の基礎づけ論をめぐって (特集：ジェンダーの視座から法と政策を問い直す)」『法律時報』78巻1号、2006.1、pp.10-15.
- (41) この「代表制の危機」という表現は、Assemblée Nationale Rapport, no.3558, *op. cit.* (16), p.9.に見られる。

参考文献（注で掲げたものは除く）

- ・ *Code général des collectivités territoriales, Partie législative*, Les éditions des Journaux officiels, 2000
 - ・ *Code électoral*, Litec, 1993
- （すずき たかひろ・海外立法情報課）